右嘆願書を委員に托して直ちに永田所長に提出した。回答期は六月二日正午である。

◇回答は不満足

回答期は來た。此日正午より車輛部事務所に實行委員と工場側とが會見、次の如き回答案を得た

一、團體交渉の件は愼重攻究を要するを以て五日以内に回答す
一、請負制度改善の件は攻究の上實行
一、工場内衛生設備の改善の點は序を逐ふて充實す
一、無屆欠勤解雇の日數の件は五日間とす
一、工場内の都合にて解雇する場合に於ける手當の件は五日以内に於いて回答す。但し向ふ六ヶ月間は現在職工を減員する意志なき事を聲明す
一、日給二圓以下の職工に對する增給の件は妻子其他の扶養の義務を負ふため生計困難と認むるものに限り二割以内の範圍にて二圓を限度として相當補給の方法を採るべし
一、定期昇給の件は毎年一度九月に於て詮衡の上昇給せしむ。但し特別の者は臨時選拔昇給を行ふことあるべし
一、殘業手當增の件は舊に復す

一、職工往復配船の件は出來得る限り改善の方法を採る事とす
一、今回の件に付犧牲者を出さゞることを承認す

併し此回答では、肝腎の團體交渉權が容れられてゐない以上、職工一同の滿足する筈はなかつた。午後二時半、職工一同は代表委員を迎へて報告演說會を開いた結果嘆願書を撤回して、改めて要求書となし、本工場分工場の實行委員八名の名義で午後八時所長の手許に提出した。そして回答期を四日正午とし、若し夫迄に回答なくば拒絶と見做す旨附記して置いた。

◇嚴重なる警官の警戒

越えて四日正午實行委員三十一名本工場事務所階上にて工場側と會見し、交付された回答案の内容を一覽した結果「要求書中の大眼目其他重要案件に對する回答は徒らにゴマカシ文字の羅列であつて要するに拒絶である」と云ふことに意見一致し、各委員は退出せんとするや、詰て居た警官は矢庭に躍り蒐つて實行委員を片ツ端から自働車で拉し去つた。只僅かに峰君外三名は機敏に逃れてこの經過を完全に報告することを得た。

大電問題に鑒みてか警察の警戒は嚴重を極め無數の警官が繰出て渡船は停められて仕舞つた。二